

## 第6回室蘭市子ども・子育て会議会議録

日時 平成27年2月23日(月)午後6時~午後8時45分

場所 室蘭市役所議会第1会議室

出席委員 12名

澤田(乃)委員 余語委員 岩本委員 小笠原委員 小椋委員 吉田委員 澤田(光)委員  
西條委員 小倉委員 清水委員 小鷹委員 荒木委員

出席職員 10名

國枝保健福祉部長 中澤子ども・子育て新制度準備室長 佐竹主査 木下主任 高橋主任  
弘瀬子育て支援課長 星(次世代・母子児童相談)主幹 清水健康推進課長  
北川青少年課長 山下主査

傍聴者 なし

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 室蘭市子ども・子育て支援事業計画(案)について
  - (2) 子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)について
  - (3) 平成27年度 利用者負担(保育料等)について
  - (4) 平成27年度 保育所の利用定員について
  - (5) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について
- 3 その他
  - (1) 平成27年度「子育て応援プラン」について
- 4 閉会

配布資料

室蘭市子ども・子育て支援事業計画(案)	…	資料1
計画(素案)からの変更箇所	…	資料1参考資料
室蘭市子ども・子育て支援事業計画(概要版)	…	資料1参考資料
「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)」へのパブリックコメント実施結果について	…	資料1参考資料
子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)について	…	資料2
平成27年度 利用者負担(保育料等)について	…	資料3
平成27年度 保育所の利用定員について	…	資料4
次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について	…	資料5
平成27年度「子育て応援プラン」	…	資料6

事務局 皆様、おばんでございます。本日はお忙しいなか、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻が過ぎましたので、只今より、第6回室蘭市子ども・子育て会議を開催いたします。

それでは、これより議事に入りたいと思いますので、会議の進行を澤田会長、よろしく願いいたします。

会 長 皆さんこんばんは。お仕事後の大変せわしない時刻に、このようにお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

この時期になりまして、教育・保育施設に対する国の公定価格が出され、それを受けて市も一つの方向感が見えているなかで、子ども・子育て支援法第77条に基づいて存在しているこの会議において、我々に求められているものが何かというと、国の資料によりますと、PDCAサイクルに基づいて政策立案・実行・評価まで一貫して関与する場ということが法の77条に規定されているわけです。ですから、ここでトータル的に室蘭市における子ども・子育てのあり方というものが審議され、そして評価されて、その結果を審議していく。それによって、最近、国では持続可能とか持続するとか、そういう言葉がよく取り沙汰されています。地方の消滅都市とか衝撃的な言葉がありますけれども、様々な部分で、人口減少によって弊害が生まれてくるということを懸念する。そして、国も社会保障費が国家予算の4割ぐらいをひっ迫するとか、どんどん増えてくる一方だと言われています。道も市もそうですが、こういう限りある財源をどのように使うかということを含めて、政策的に子育てが、室蘭市においてどのような位置付けで行われていくのか。国の地方創生というのがありますが、国は各自治体に政策を競わせる、ということを求めてきている。子育てを充実させるということで、転入者を増やすとか色々な考え方が出てくると思いますが、保健福祉部の会議だけではなく、庁内横断的に子育てのことも政策の中に入れて評価していくことによって、どのまちにもないような、斬新なものができるべきではないか。それによって、国からも室蘭市がモデルケースとして評価され、そうなることで様々な形で財源が増えてくると思っていますので、我々がPDCAサイクルをきちんと機能させるということで、そういった流れを生み出せるのではないかと思います。

改めて、この会議の冒頭に先立ちまして、この会議が形骸化することなく、PDCAのチェックからアクションのところを、我々が担っていくことをお願いしまして、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

それでは、これから会議を進めていきたいと思います。本日は、傍聴がございませんので、委員の出欠について、事務局より報告をお願いします。

事務局 本日は、伊藤裕司委員、山田一正委員、日西和広委員、澤田宏美委員の4名が所用のため欠席となっております。委員総数16名中12名が出席しておりますので、子ども・子育て会議条例第6条第2項に規定されている会議開催の要件を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は「子ども・子育て支援事業計画(案)」について議題がありますので、こちらに関係する課の職員が事務局として出席してございます。以上です。

会 長            それでは、議事に入りたいと思います。

                  初めに、(1)「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局            それでは、資料1「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(案)」について、ご説明いたします。

                  事業計画につきましては、前回12月の第5回目の会議で、素案として完成版に近い形でお示したところです。

                  今回は、前回からの主な変更点について、ご説明いたします。

                  「資料1参考資料」をご覧ください。前回からの変更箇所をまとめております。

                  はじめに、計画全般にわたって、内容には直接関係ありませんが、文言等の修正と整理を行っておりますので、ご了承ください。

                  追加事項といたしましては、事業計画の18ページに貧困の連鎖の問題への対応に関して、追加で記載しております。

                  19ページでは、「施策の体系」に関しまして、基本目標「社会の構成員が果たす役割と子どもが健やかに育つ環境づくり」の施策の柱に「地域で支える子育てにやさしいまちづくり」を追加しております。

                  21ページでは、施策の柱「妊娠・出産期における切れ目のない支援」の具体的な取り組みとして、「特定不妊治療費負担の軽減」を追加しております。

                  22ページでは、施策の柱「母と子の健康の確保」の具体的な取り組みに「子どもの歯科衛生の推進」を追加しております。

                  同じく22ページの施策の柱「子育てに関する相談・支援体制の充実」の具体的な取り組みに「認可外保育施設等への支援」を追加しております。

                  23ページでは、施策の柱「きめ細かな支援を要する家庭への対応」、この中の主な取り組み「母子・父子自立支援員等の配置」に関して、「DV被害者の自立支援」の文言を追加しております。

                  24ページでは、基本目標「社会の構成員が果たす役割と子どもが健やかに育つ環境づくり」の施策の柱に「地域で支える子育てにやさしいまちづくり」を追加しまして、その主な取り組みとして、「企業・団体等の子育て応援活動の推進」と「赤ちゃんの駅の設置」を追加しております。なお、「赤ちゃんの駅の設置」につきましては、23ページの施策の柱「不定期な保育サービスの拡充」から移行させております。

                  28ページでは、下の方に、3号認定、0から2歳までにおける保育利用率の表を追加しております。これにつきましては、0から2歳までの待機児童が多い全国の現状から、国の基準で必須の記載事項となっているために追加したものであります。

                  29ページでは、「利用者支援事業」についての変更であります。利用者支援事業は、専門の職員が地域の子育て支援拠点などで利用者への支援や相談業務、地域との連携を図る事業のことで、平成27年度からの実施を予定しておりましたが、計画期間内での実施を目指すことに変更しております。理由としましては、利用者支援事業

にしまして、保健師などの専門職を活用して妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的で継続的な支援を実施していくという「母子保健型」、子育て世代包括支援センターとも呼ばれておりますが、このような事業形態が、国から新たに示されたことから、より専門的で広範囲の支援となる「子育て世代包括支援センター」の取り組みも含めて、今後、検討していくこととしております。

続いて、42ページの「実費徴収に係る補足給付を行う事業」にしまして、「事業の実施を検討していく」という表現から、「平成27年度から実施する」という表現に変更しております。

変更点の概要は、以上となります。

また、「資料1参考資料」に計画全般の概要をまとめておりますので、参考としていただきたいと思っております。

次に、「資料1参考資料」についてでございますが、「室蘭市子ども・子育て支援事業計画（素案）」への意見の募集、パブリックコメントを実施しましたので、その概要を報告させていただきます。

パブリックコメントの実施期間は、1月6日から2月5日までの1カ月間で行っております。計画の素案につきましては、ホームページに掲載するほか、公共施設11カ所に備え付けております。提出方法は、意見箱への投函、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ上での入力などで受け付けております。

その結果につきまして、寄せられた意見は1人で2件となっております。

意見の内容といたしましては、「子育てサークルへの公的支援の充実」についてと、「小学校統合によって自宅から学校が遠くなる児童のスクール児童館に通うための対応策」についての2件でございます。

「子育てサークルへの支援の充実」につきましては、事業計画(案)22ページに、今回新たに追加した「認可外保育施設等への支援」の取り組みの中に、子育てサークルを含めた活動充実のための環境改善の支援を記載しております。

また、「小学校統合によって自宅から学校が遠くなる児童のスクール児童館に通うための対応策」につきましては、事業計画(案)20ページの「放課後児童対策の充実」と24ページの「スクール児童館等の運営」の取り組みの中で、放課後の生活の場、学習・スポーツ・文化活動の場、さらに遊びの場としてのスクール児童館の全般的な取り組みと役割を記載しております。遠方からの通所につきましては、事業計画(案)では具体的には記載しておりませんが、4月開校の絵鞆・桜が丘・武揚小学校の統合校「みなと小学校」におきましては、自宅から学校が遠くなる児童に関して、スクール児童館を利用する際に、登校日にスクールバスが利用できること、また土曜日や夏休み・冬休みなどの長期休業中につきましては、専用の送迎バス等を運行することを平成27年度の「子育て応援プラン」に盛り込んでおまして、個別の状況に応じて対応することとしております。

最後に、事業計画(案)の今後の取り扱いにつきましては、今週開会の平成27年第1回市議会定例会に、今回お示しした事業計画(案)を最終案として報告することになります。その後、資料編といたしまして、計画の策定経過、室蘭市子ども・子育て

て会議委員名簿、計画策定のためのアンケート調査の概要などを追加した上で完成となりまして、平成27年度から計画に基づく事業を実施していくこととなります。

資料1の説明は、以上でございます。

会 長        ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問やご意見等はございませんでしょうか。

委 員        前回の会議の時に一言も発しないで帰ったが、これだけの資料を渡されて、皆さんがどれだけ理解できているのだろうか。私はたぶん、理解できなかったから意見が出なかったのではと思います。今回も膨大な資料をもらいましたが、なかなか自分の身体に入っていくものがありまして、これを私たちが何も意見を言わないで承認して、意見を出さなければ議会も通って、室蘭の意見となる。私は前回の会議で一言も発しませんでした。皆さんも意見を言わなかった。たぶん、何を言えばよいのかわからなかったのが本音だと思います。これからの室蘭にとって、大事なことだと思う。

私は民間でやっているグループですけど、それは市民協働で市ができないことを勝手にやっているけれども、何かの役に立っているだろうと思って15年やってきました。室蘭の子育て支援というのは、15年前はなかった。民間ではこれだけの子育て支援をやっているとか、そういう数字も織り込んでいく、それが室蘭市のプラスになるのではないかと常に思っています。それで数字を見ても、民間でやっていることがたくさんあると思いますが、それも載っていない。図書館のおはなし会というのは、ほとんどボランティアが支えている状態でやっています。社会教育委員の時に出てきたデータを見て気付きましたが、輪西の数字が出ていなかった。輪西の読み聞かせは、私たちが共催でやってきて、何百回という数字です。それは、今回データとして載っているのに納得できましたが、もうちょっと一呼吸おけるような、内容を精査できるような時間は取れないものではないでしょうか。皆さん意見を出されないのは、もったいない。

立派な集まりなので、何か良い方法はないのでしょうか。どんな意見でもいいです。私もそれを学びながら、自分の意見としてきちんと持っていこうと、色々読んでみましたが、それでも分かりませんでした。

そこら辺を行政の方は、どう思っているのでしょうか。

事務局        子ども・子育て支援事業計画も含めて、非常にわかりにくいということだと思いますが、実際、4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」自体が非常に複雑なものでありまして、なかなかこの不定期に集まる会議の中で、皆さまにすべてご理解していただけるということは非常に難しいことかなと思っております。

事業計画につきましては、今回で6回目となりますが、この会議の中でアンケート調査から計画の骨格、さらに全体案も含めて、できるだけ分かりやすい内容にしたいと思い、これまで取り組んできたところです。結果的には、非常にわかりにくいものになっているのではないかという思いはございます。この計画をどうやって一般の方に分かりやすく説明できるかというのは、我々としても非常に課題であり、平日頃からできるだけ分かりやすく説明したいと思っております。制度自体が複雑で、子育て

全体が広い範囲にわたっていますので、皆さまの専門や子育ての経験から言えること、ピンポイントでもけっこうですのでご指摘いただければと思っております。

会 長            ありがとうございます。

非常に膨大な資料ということから、どこを見たらいいのかということですが、委員皆さまの専門の領域からご覧になられて、例えば、事業計画の主な取り組みの内容だとか、ご自身の専門とされる領域ですとか、もしくは子育ての経験ですとか、そういう部分から見て、この文言はどういうことだろうかという質問もあるだろうし、こういう風にされた方がよい、こういう表記がいいのではないということもあると思います。基本的に、国が示す方向の中で、室蘭に合った形で作っていくことが我々の務めというか、社会に対する責任だと思います。そういったところから、ご自身の専門領域からご覧になられて、これはどうなのかというご意見・ご質問等があれば、この会議自体がどんどん積極的に、前向きに進んでいくでしょうし、そうでなければ、形骸化した会議になってしまうと十分に考えられます。今、ものすごいスピードで子ども・子育てに関わる部分が変わってきています。文部科学省と厚生労働省、この二つの省庁にまたがることを内閣府に預けて一元的にやろうとしています。だから、様々な縦割りの弊害が出てきているなか、どういう風に変っていくのか、それに伴って自治体も様々な影響を受けますので、国がある一定の方向感を示しつつありますので、真剣に我々が取り組んでいく番だなと思っています。

委 員            私も前任者から引き継ぎ、会議もまだ3回しか参加していませんが、4月から始まる計画に関して、私は民生委員という立場として、地域の中で、どのような形で関わっていけばよいのかということが、この資料だけを読んでも分からない部分があります。子どもの年齢により、幼児期と学童期で関わり方も違うなかで、日々、私たちも民生委員・児童委員という仕事をしながら、個人情報の問題とか色々な問題があり、どこまでサポートしていけばよいのか。地域の中で、子どもや、子育てする家族のことも支えていきたいと思います。支え合っていくことが重点的に出てくると思いますが、私たちがどこまでどのように手を差し伸べて個々に関わっていけるのか。今後、行政とどういう連携を取ることが良いのか、具体的に地域の中でどのような形で連携を取らせていただけるのか。こういうことを地域の中でやってもらいたいとか、そういう投げ掛けを私たちがさせていただける心の準備ができていない段階で、説明会というか、個々に話してもらえる場面を作ってもらえると広がっていくのかなと、これまでの会議とこの資料を読んだ時に感じました。

今後、機会があれば、民生委員とか主任児童委員に説明をしていただける場を作っていたらいいかと思いました。

会 長            貴重なご意見ありがとうございます。

まさしく、こういう資料をどのように読んでいけばいいのかというところはあると思います。

この会議から、今後、市の方にもご検討いただく一つの提案として、勉強会とか説明会、各領域の様々な現状というものを聴いていただく、そういう機会を市にはお願いさせていただきたいと思っております。

委員 認可外保育所ですが、例えば、仕事が7時30分からなので、スクール児童館が始まる8時まで預かってほしいとか、1時間であったり、3時間であったり、朝の少しの時間であったりと一時保育をやっており、それを利用したいという人が多くいます。それから、学童保育や障害児保育など、違う施設から集団の経験をしたいということで、例えば、水曜日の1時間だけを利用するとか、もちろん延長保育もあります。一時保育にしても、9時から16時までじゃなくて、7時30分から必要であったり、16時から18時まで必要であったりと、認可保育所と同じような内容で保育をしているけれども、それ以外の子どもたち・親たちの声がけっこうあるような気がします。認可外だからこそ感じるものとか、親の必要性とか、そういうものをここ何年かは特に感じるようになってきたと思います。だから、一時保育、学童保育を含めて、けっこうな人数が利用しているのではないかと思います。

会長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

これは私自身の考えであります。基本的に、室蘭市というのは現在のところ待機児童はないと、ゼロであるというもとで物事がすべて進んでいると思います。そうなってくると、既存の子ども・子育てに関わる教育・保育施設はじめ、様々な事業をやられていると思いますが、それぞれの機能を見直して、自分は何ができるのかということをしり合わせながら、例えば、どうすればお母さん方が預けやすい環境を創出していけるのかを検討し、新たなものを作り、まちの持続性を高めていくことで、室蘭の子育て環境が充実していると近隣のまちからも評価され、越境してでも室蘭の幼稚園・保育所、子育てサークルなど様々なものを利用したいと思ってもらえるような、そういう持続性を高めるための意見を交換していくべきであると思います。

委員 私はいまちょうど子育てしている最中ですが、いま話にもあった一時預かりの関連で、今回、幼稚園がインフルエンザで閉鎖になったことがありました。自分の子どもはインフルエンザではなく元気だったので、いま仕事をしていますが、幼稚園が閉鎖になると預かり保育をやらしてもらえず、結局、職場に休みますと、3日休みます、4日休みますという形になってしまう。保育所に入れているお母さん方は毎日仕事に来られるが、幼稚園でも午前中は預かり保育をやっていないというところもあり、預かりができないと仕事に穴をあけてしまうことがある。ファミリー・サポート・センターも調べてみたが、なかなかインターネットを見ても、どういう取り組みか分かりにくくて、利用できるのかできないのか分からないということもあって、結局、預ける場所がなくて仕事を休むという形になってしまう。これからの幼保一体化で、いまの幼稚園がどうなっていくのか不安と期待があります。

それから、パブリックコメントの意見が1人しか出ていないのは少ないと感じました。周知の仕方というのはどうだったのでしょうか。公表場所が記載されていますが、

子育て中のお母さん方が見られたのか、皆さん知っているのかなと思いました。1人の意見というのはどういう形で送られてきたのでしょうか。

事務局 パブリックコメントにつきましては、ファクスできております。市のホームページや広報紙で周知し、事業計画(案)については本庁舎や広域センタービル、蘭東支所や保健センターなど11カ所に意見箱を置き、ホームページからの提出も可としております。なるべく多くの人目に付くよう、たくさんの意見があればと思っていましたが、意見自体は1人という結果でした。なかなか意見が集まらないというのは、これはやり方が悪いのか中身が悪いのか、良いのか悪いのか判断が難しいところではありますが、事前に広報するようにしておりました。

会長 個人的には、もう少しやり方があったのではないかと考えています。報道の皆さんにお願いして特集を組んでもらうとか、段々とスマートフォンになってきていますので、周知の媒体としてそういうものに見直したりとか、イベントをやるとかキャラバン隊をつくるとか、色々政策の中で期待させていただきたいと考えています。

色々な意見を皆さんが述べることで、それが新たな室蘭の子育ての政策に生かされていくのではないかと考えていますので、積極的に色々な話をさせていただきたい。

それから、インフルエンザの関係で休園になってしまい、結果として、親御さんが仕事を休まざるを得ないという現状がありますけれども、それは感染力のある病気だと大変だということもあると思いますが、策を講じることで、そういう子どもたちを一時的に受け入れる機能が必要だと、これも一つ大きな意見になると思います。

インフルエンザに罹患されていない子どもが、幼稚園や保育所が休園になった時の一時保育の在り方について、どう考えているのでしょうか。

事務局 一時保育につきましては、事業計画の中では、これでの実績とこれからの推移を記載しておりますが、保育所における一時預かりもございまして、先ほどお話をいただいたファミリー・サポート・センターにつきましても、計画内での実施を検討していくこととしております。保育所など施設での預かり以外のサービスにつきましても、市としても拡大していきたいと思っております。また、施設についても、例えば、幼稚園が新制度に移行する場合には、一時預かりができるようになりますので、幼稚園で預かりができるかどうか、ファミリー・サポート・センターが使えるかどうか、色々ところで色々なサービスができるよう、この計画期間中、特にファミリー・サポート・センターについては需要があるだろうと考えておりますので、その中で取り組みを進めていきたいと考えております。

会長 ファミリー・サポート・センターの関係ですが、幼稚園の機能を活用するということで、認定こども園に移行するかしらないかは、私立幼稚園でもまだ非常に難しい部分があると思います。認定こども園にするしない別として、市内の幼稚園や保育所、子育てサークルなどを含めて、ファミリー・サポート・センター機能の一部として、政策的に行ってもらえればと思います。それが室蘭市独自の、他の市町村にないような、新しい取り組みになるのではないかと考えています。



委員 例え、いまみたいにインフルエンザが流行っていて、本人は風邪をひいていないけれども、休まなければならないから連れてきたということがありました。私のところも預かりをやっていますが、本当は、小さい子どもがたくさん来ているので困るんですが、行くところがなくて、結局連れてきてしまう。そうやって預かって、風邪ひいていないから大丈夫でも、菌を持っているかもしれない。それぐらい室蘭は、一時預かりに関して大変です。私は、ファミリー・サポート・センター、社協の方に関わっていて講習会とかをやっていますが、なかなか預かってくれる人がいない。預けたい人はどんどん増えてきており、登録は増えてきていますが、預かってあげるという人がいない。それから、小さい時は大変だけでも、大きくなるとスクール児童館があるとか、室蘭はそちらの方が完備されていると思います。

「地域で支える子育てにやさしいまちづくり」という文章が入ってくることは大変嬉しいと思いましたが、やはり子育ては行政だけでは無理だし、地域で色々なことをしてあげなければやっていけない部分だと思います。この資料を見ながら、民間でこういうことをやっているという欄があれば、他の市町村が見たときに、室蘭市ってすごいなと思うのではないかと思います。会長が言われたように、皆さんで意見を出し合ったら、もっと良くなる部分があって、行政ではできないことが絶対あるはずなので、そういう部分を皆さんの意見で少しでも良い方向に向けていただきたいと思いました。今回、この会議ができたときに嬉しいと思いました。だから、皆さんから色々意見を出していただけると嬉しいと思いました。

委員 資料をいただいて、この新制度を比較しながら、色々なことを考えてきましたけれども、考えれば考えるほど、細部にわたって読めば読むほど分からなくなって、なかなかポイントがつかみきれないでいるというのが現況です。私がいま一番、日頃から考えていることは、この計画の基本的な考え方、ここのところにちょっと疑問を持っている一人です。いまお母さんたちに子どもたちを育てやすく、そして働きやすく、色々な社会環境、お母さんたちのニーズに応えるための施策が盛りだくさんに挙がっていると思います。

ただ、私は子どもの側に立った時に、どうなのだろうかと思います。やっぱり子育てをするということは、子どもの側に立って色々なことを考えていけないし、政策的にも色々な問題があるでしょうけれども、どうしても私は子ども側の立場で思っています。それで、お母さんたちが働きやすく、そして育てやすくという中で、どこの幼稚園でも延長保育や預かり保育というのを実施していると思います。私はすごく色々な面で抵抗を感じながらやっていますが、社会情勢からやむを得ないところもあります。例えば、保育所はいま11時間やっています。そうすると子どもが、例えば、朝7時30分から帰日も7時、7時30分という時間になっていくわけですが、ここに出ています。地域の子育て支援の充実という中で、「子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的に関わり、協力しながら、子育てに関する責任と役割を果たしていくことが重要です。」となっています。そして、「子育てに向き合うことができる環境を整備していく。」ということで、ここがすごく大事なことだと思っています。

こういう文言から分かりますとおり、単純な表現になりますが、子育ては何と言っても家庭からです。幼稚園の先生、保育所の先生たちが一人ひとりの子どもたちのために一生懸命に尽くしても、親の愛情に勝るものはないと思います。そこに家庭の大切さがあると思います。それで、こういう時間帯の中で、親は子どもを預けて働きやすい条件はできますが、子どもはどんどん親から離されていく。子どもはそういう環境に置かれれば、それに従わざるを得ない。自分のさみしさを抑えながら通っていくのだからと思いますが、実際に1日の11時間、そういう親元を離れて幼い子供たちが生活するというのは、心理的にどれだけの苦痛と不満があるかということです。そこを私たちがもっと考えて、そしてこういう計画の中にも子どもたちの側に立って議論して、少しでも子どもの心を救済していく。そのくらいの何か話があってもいいのではないかと気がします。そこをこの計画の中で、こういうことは基本的には分かりますが、やっぱりもっと健やかな心豊かな人間形成が、子どもたちが少しでも確立できる、そういった子どもの気持ちをしっかりと理解しながら、こういう計画を立てていくべきではないかと思っています。これは理想ですけれども、そういうことも含めて、お話をいただければ大変嬉しいと思っています。

会 長           ご意見ありがとうございます。

                  この会議の趣旨である、子どもを中心に考えなければならないという、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。まさしくそのとおりではないかと思っております。

委 員           いま話があった11時間という時間も気に掛かると思い、子どもを健やかに育てようと思うと、夜は8時か9時には寝かし付けなければならない。9時に寝かせようと思ったら、お風呂は7時30分、ご飯は7時には食べ終わっていないとって逆算して考えていくと、別に、行政に7時30分まで見てもらわなくてもよいのではないかと。他の委員の方も言っていました、家庭にどれくらい母親以外の人のパワーを注ぎ込むか、もしくはどうしてもなくなった時に、認可外のところにヘルプを出せるかというところで、行政が見るのは7時30分でもなくて良いのではないかと思います。

                  メインの時間はここからここまでとしてもらって、その代わり、この時間よりも早くというのは、市でやっていないけれども、こういうサポートをやっている機関がありますよと。ただ、それをやっているところが、受け入れられる人数にクッションが取れるような支援を、市が保育所ではない認可外でやられているところに十分な動きができるようなサポート、それがお金なのか、人が足りないからなのか、施設が狭いからとか場所がないからとか、それはやられている団体によるのかもしれないが、一から十まで市のほうでやっていこう、お母さんが要望するからではなくて、メインのところはみますよと、でもたまにそれを過ぎる時間もあるよねとか、そういう時はここにありますよということが、知りたい人に情報がいくような体制があれば良いのではないかと思います。

会 長 貴重なご意見ありがとうございます。

機能の部分で、そこを政策の中で有効活用してもらうことで、いわゆるスモールガバメントというか、役所の小さい関与の仕方では民間を最大限活用ができるのではないかと、それにより様々な産業的なこともあるのかなと思います。

そういうことがより良い施策になるのではないかなと思います。このようなアクティブに富む意見が出ることで、室蘭市独自の子育ての施策が出てくるのかなと思います。

会 長 他に質問・ご意見等ございませんでしょうか。ないようですので、次に進みます。次に、「(2) 子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2「子ども・子育て支援新制度に係る各条例(案)」について、ご説明いたします。

はじめに、「1 室蘭市保育所における保育に関する条例の廃止の件」についてです。

2 ページにありますのが、現行の条例です。保育所への入所の基準として、保護者の労働、妊娠、病気・障がい、介護、災害などの条件を記載した条例となっています。この条例の廃止の理由についてですが、保育所への入所基準は児童福祉法第24条第1項で保育に欠ける児童の事由として、政令で定める基準に従い条例で定めることとされていましたが、条例で定める事由が削除され、また新たな基準として、子ども・子育て支援法施行規則におきまして、1 ページの漢数字一から十までの基準が新たに定められたことによりまして、当該条例を廃止するものであります。

新たな基準では、求職活動や在学中、児童虐待、DV、育児休業などの際の利用についての記載があらかじめ盛り込まれており、これまでの市の条例よりも幅広い内容の記載となっております。また、漢数字「一」の「一月において48時間から64時間までの範囲内で、月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」に関しましては、保育所に通う児童の保護者に関する最低限の労働時間のことでありまして、室蘭市では現行どおり、規則におきまして、保護者の労働時間を最低限月60時間と設定しております。

次に、3 ページの「2 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定の件」についてでございます。

条例制定の理由についてですが、市が保育料を徴収するための根拠規定であった児童福祉法の規定が改正されたことにより、新たに条例で利用者負担の徴収根拠とその減免について規定する必要があることから、制定するものです。

なお、新制度の開始に伴う利用者負担額の具体的な金額と詳細につきましては、規則で別に定めることとしておりまして、次の資料3でご説明いたします。

資料2の説明は、以上です。

会 長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか。

子ども・子育て支援法によって包含されるということで、条例を廃止するという説明でした。新しい条例の案は、室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定ということですが、いかがでしょうか。

保育料は規則で決められるということで、条例ですと議会で審議して可決される事項となりますが、規則はその都度、必要に応じて変更させることができるものと思います。

よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 質問がないようですので、次に移らせていただきます。

次に、「(3)平成27年度利用者負担(保育料等)」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3「平成27年度利用者負担(保育料等)」について、ご説明いたします。

保育料などの利用者負担額につきましては、別に規則で定めると先ほどご説明いたしました。その具体的な金額と、また、新制度の開始に伴って大きく変更となる部分につきましては、併せて説明いたします。

はじめに、幼稚園や保育所に関する保育料についてでございます。

新制度に関する利用者負担の国の考え方を～までに記載しているとおりであります。では、世帯の所得の状況に応じた負担となるよう、国の水準を限度として、市町村が定めるということ。では、幼稚園の保育料について、現行の幼稚園就園奨励費を考慮したうえで、利用者が実際に負担している利用料、これは全国の平均ですけれども、これを国の基準額としているということ。では、2号・3号についての国の基準額は、現行の基準額と同一として、新たに保育短時間の利用者負担を設定するという。保育短時間につきましては、保育標準時間のマイナス1.7%程度とすること。では、所得階層の区分については、すべて市民税額をもとに決定するという。では、多子世帯の保育料軽減について、現行どおり、第2子半額、第3子無料とすることとしております。

「A教育標準時間認定」1号の保育料についてですが、現状ではからのようになってございます。では、現行の私立幼稚園の保育料等は、各幼稚園が設定した上で、収入に応じた就園奨励費の公費給付により応能負担、所得に応じた負担の仕組みとなっているということ。では、新制度における国の所得階層区分は、現行と同じであるということ。では、平成27年度から新制度に移行する市内及び近隣の幼稚園・認定こども園はありませんので、幼稚園の仕組みはこれまでと変わらないこと。平成28年度以降は未定となっております。

これらを踏まえまして、本市における1号、幼稚園の保育料については、囲みの①と②のように取り扱うという考えでございます。平成27年度に関しましては、近隣を含めて新制度に移行する幼稚園・認定こども園がないということで1号認定者はおりませんが、市で保育料を設定する必要がありますことから、平成27年度については、国の基準どおりとする考えで、A3版で添付しています「別表」のとおりとなっております。実際、ここでいう市の基準が適用される方はいませんので、今までど

おり各幼稚園で決めるということになります。保育料自体の設定は必要とのことで、このように設定しております。平成27年度以降につきましては、幼稚園の新制度への移行ですとか、他の自治体の水準・対応を踏まえたうえで、今後、幼稚園については検討していくということで、アからウにまとめているところであります。

アでは、国の基準額は全国の保育料等の平均額ですが、室蘭市内の幼稚園における保育料等の現状は、全国平均よりも5,000円ぐらい低くなっておりますので、設定の際には、市内の現状を考慮する必要があるということ。イでは、幼稚園への就園に関しては広域的な利用が多いということから、近隣の対応のほか、道内他都市の状況も勘案する必要があるということ。ウでは、国の基準額との差額は、全額、市の単独の負担となることから、この点についても考慮する必要があるということであります。簡単に申しますと、平成27年度につきましては、新制度に移行する幼稚園・認定こども園はありませんので、1号の保育料が適応される人はいませんが、保育料自体の設定が必要なため、国の基準どおりとしているところであります。

また、平成28年度以降につきましては、新たに新制度に移行する幼稚園・認定こども園として1号認定の児童を受け入れる園も考えられますので、今後、様々な面から検討したうえで設定していきたいというところでございます。

続きまして、2ページの「B 保育認定(2号・3号)保育料」に関してでございます。

幼稚園と違う点は、現在の保育所は、すべて新制度に移行するという点であります。(1)の保育料の概要についてであります。では、現行保育料は、他の市町村と同様に国の基準から市独自の軽減策を実施しております。では、所得階層につきましては、現在、所得税額と市民税額を基準とするものから、市民税額を基準とするものに変更になるということです。では、市民税額を基準とするため、保育料算定の対象期間は、これまで4月から3月までの保育料は一律でございましたが、今後は、基本、9月から8月までの保育料が一律になるという変更でございます。

その上で、(2)の平成27年度の保育料につきましては、保育標準時間に関しては、国の保育料の基準額・階層区分ともに変更がございませんので、現行の階層区分の所得税額を市民税所得割額に換算し直したものであり、室蘭市におきましても、これまでの継続性と国の基準の考え方を踏まえ、現行の保育料徴収基準をベースに階層区分における所得税額を市民税額に換算した基準表とする考えで、「別表」がありますが、左側に国の基準、右側に市の保育料を記載してございます。

続きまして、(3)の階層の変動についてでございますが、現在の保育料の算定では、15歳までの年少扶養控除と、16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分、この控除について、現行の保育料の再計算は単純に税額ではなく、扶養控除があるものとみなして再計算し、保育料を決定しているところであります。今後、再計算が不要となるよう国の基準では、あらかじめ父・母・子ども2人の4人家族をモデルケースとして、子ども2人分の年少扶養控除を当初から組み入れた基準表としております。

このため、新たな保育料の基準表では、といたしまして、子ども1人の場合でも、2人分の年少扶養控除が含まれているため、階層が下がる傾向、保育料が低くなる傾

向があり、また といたしまして、子ども3人以上の場合、2人分の年少扶養控除しが含まれないため、階層が上がる傾向があるという内容となっております。

以上のことから、2ページ下の囲みにありますように、本市の2号・3号の保育料について、現行水準を維持するという考え方を基本としつつ、①から⑤までの対応を考えております。

①といたしましては、現行の年齢区分、0から2歳、3歳、4・5歳という区分、それと現在の階層区分と同様とすることとあります。②では、保育標準時間の保育料は現行の水準と同じくとするということ。③では、保育短時間の保育料は、保育標準時間のマイナス1.7%程度とするということ。④では、子どもが3人以上いることを理由としまして、先ほどご説明しました保育料の階層が上がる場合につきましては、在園児が卒園するまでの間に限って経過措置を活用しまして、年少扶養控除部分の税額について控除し直したうえで、新制度の利用者負担の階層区分を決定するということとあります。⑤では、保育料が高くなりすぎることを抑えるため、3歳と4・5歳のD15からD17までの階層の保育料をD14と同額とすることとしております。

保育料の詳細につきましては、「参考資料」のとおり、左下の現行保育料と、右下の新しい保育料を比較したものを掲載しております。基本的には、現行と同じような構造となっております。

続きまして、3ページの「2 延長保育事業」について、ご説明いたします。

現在の延長保育事業につきましては、市内の全保育所10カ所で実施しております。時間は18時30分から19時30分まで、1時間200円の延長保育料をいただいております。生活保護世帯や市民税非課税世帯は、免除しているところでございます。今後につきましても、延長保育料といたしまして、1時間当たり200円を徴収するという考えであります。

新制度の開始に伴いまして、新たに「保育短時間認定」が導入されますので、今後の室蘭市の延長保育の利用料についての考え方をお示しいたします。

図で示しておりますが、現在、保育所の開所時間は7時30分から18時30分までの11時間、保育時間が8時30分から16時30分までの8時間でありまして、今後につきましても、これまでと同様となります。原則、変更はございません。また、延長保育といたしまして、必要に応じて19時30分まで利用することができるということとあります。

一方、短時間認定につきましては、原則8時30分から16時30分までの8時間の利用に限定されておりますので、これ以外の時間帯の利用につきましては、すべて延長保育という取り扱いとなります。従いまして、短時間認定の場合の、「延長保育」と表示している時間の利用に関しましては、延長保育料をいただくこととなります。ただし、課題として挙げさせていただいているとおり、標準時間認定と短時間認定の保育料の差が1.7%程度、通常で言いますと数百円程度しか差がありませんので、保育短時間認定の方が延長保育を数回利用するだけで、保育短時間認定の保育料と延長保育料の合計が、同じ階層の標準時間認定者の保育料を上回るということが考えられます。つまり、毎日の利用時間が短いにも関わらず、支払う保育料が高くなるということがあります。

この問題に対応するため、下の囲み部分に記載してありますように対応したいと考えております。①といたしましては、原則、週30時間未満の勤務時間の場合は短時間認定となりますが、勤務シフトや送り迎えにかかる時間などで、あらかじめ延長保育が見込まれる場合につきましては、標準時間認定とするということ。②といたしましては、保育短時間認定に係る保育料と延長保育料、これは18時30分までの分ですが、この合計額が同じ階層の標準時間認定の保育料を上回らないよう、保育短時間認定の延長保育料を上限とするということ。なお、18時30分以降の延長保育料の取り扱い、標準時間認定・短時間認定ともに同一とすることとしております。

以上によりまして、保育短時間の保育にかかる費用が、保育標準時間の費用を上回ることはないように対応を考えてございます。

続きまして、4ページの「3 休日保育事業」について、ご説明いたします。

休日保育事業につきましては、記載にありますように、保育所入所の児童を対象に、常盤保育所と中島保育所の2カ所で実施しているもので、料金は1日1,800円いただいております。新制度の開始にあたりましては、休日保育の実施する保育所・時間はそのまま実施する考えであります。変更点といたしましては、利用料につきましては、毎月お支払いいただく保育料に含まれるという考え方から、休日保育料がかからなくなるということとなります。

考え方といたしましては、一つは日曜・祝日が勤務日の場合、通常保育料と別に休日保育料が発生するため、保護者の就労形態による不公平が発生していることから、それを解消することが挙げられます。二つ目といたしましては、国の補助金制度が廃止され、公定価格上、休日保育を実施する保育所に利用人数に応じた運営費の加算措置が取られることとなりますので、利用者負担によらず、事業の運営費が保障されるということになるためです。

以上のことから、保護者負担を求めないということになります。

なお、保育所入所児童以外の児童が利用する、休日を含めた一時保育につきましては、これまでどおり有料の取り扱いとして実施したいと思っております。

資料3の説明は、以上です。

会 長        ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。

委 員        保育短時間のマイナス1.7%を国の基準に揃えたということですが、保育時間に1日3時間の差しかなく、一番差が大きくても1,700円しか変わりません。1日の時給は最低賃金でも750円で、かける3時間だと2,250円と超えてしましますが、それでよいのでしょうか。保育短時間と標準時間の差額を、こんなに狭くする必要があるので違和感があります。だからと言って、標準時間の保育料を上げるというわけにはいかないと思いますので、短時間を下げるといふふうになるのかと思いますが、もし、自分が利用するお母さんだったとしたら、働く時間をより時給の貰えるところにして、短時間にかからないように標準で長く働こうかと思う気がしました。それから、D15・D16・D17の所得割額をたくさん払う標準の方たちが払う保育料が下がっているが、下げた理由は何でしょうか。

それから、1号認定は、新制度に移行した幼稚園があったとした場合、現行では保育料のほかに、実費で支払うものとして、バス代・給食費・暖房費・制服購入費・PTA会費・入園料と色々と掛かっていますが、これを国基準の保育料のほかに取られる費用と考えればよいのでしょうか。入園料は、入園料として別にとるのでしょうか。

事務局　　まず1号認定の保育料から説明しますが、1号認定につきましては、来年度は移行する幼稚園がないため国基準としておりますが、それ以降については、移行した幼稚園では、市で設定する保育料が保護者にお支払いただく保育料となります。その保育料の定義ですが、いま一般的には入園料ですとか、毎月の保育料、さらに掛かった経費の実費の部分を支払っていると思っておりますが、新制度に移行しますと、入園料という考え方自体はなくなります。基本は、毎月払う額が保育料として支払っていただくこととなり、その他にサービスに対する実費の部分、教材代や遠足代・バス代など、実費で掛かる部分は支払っていただくか、それは幼稚園の考え方によりますが、基本的には実費で掛かるものは実費で、毎月の保育料は市で設定した保育料を幼稚園に納めていただくというイメージになります。

それから、2号・3号の保育料で、標準時間と短時間とで保育料の差がほとんどないということですが、これは、国で基準を作るにあたり、まずは利用する時間が短い方と長い方に分けるということから始まったと認識してございます。実際、掛かる経費で算定するとあまり差が見られなかったのか、保育料としてマイナス1.7%程度しか差がないという結果になり、我々も違和感を持っているところもございますが、このような仕組みになっております。

もう一つは、所得の高い階層の3歳から5歳で保育料が抑えられているということですが、基本的な考え方といたしましては、実際に掛かった全体の保育経費以上は徴収できないということでありまして、全額負担する場合として算定すると、この程度になるということであり、所得の高い方は公費が投入されませんので、すべて保護者の実費でお支払いただくということで、所得によって公費の割合が異なり、所得の高い方は保育料が高くなり、公費はゼロとして算定している金額となっております。

会　長　　ありがとうございました。

私個人の意見ですが、この保育料に関しましては、国の基準が一つのベースになっており、多少そこに違和感を持っているということは事務局も言っておりましたが、今後、室蘭市独自のプラスアルファですとか、様々な補完された室蘭独自の対外的に示せるような、そういうことで周りの市町村からも転入者が増えたりするのかなと思います。そういったことも一意見としてお聞きいただき、今後の政策づくりに反映していただければと思います。

会　長　　他にはご質問・ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

では次に、「(4)平成27年度 保育所の利用定員」について、事務局より説明をお願いします。



資料4「平成27年度 保育所の利用定員」について、ご説明いたします。

はじめに、利用定員の概念についてでございますが、これまでは保育所の定員といえば認可定員のことでございまして、認可定員とは、児童福祉施設最低基準その他の関係法令に適合する旨を満たしていること、例えば保育室等の面積などでございますが、そのような条件で認められるなど、認可制度において定められた定員でございます。都道府県により認可されるものであります。

これに対しまして、子ども・子育て支援新制度につきましては、これまでの認可定員に加えまして、新たに利用定員という概念が設定されるものでございます。利用定員とは、認可定員の範囲内で実態に合わせて設定する定員でございます。原則いたしまして、利用定員を超えた特定教育・保育の提供を行えないものでございますが、特定教育・保育というのは新制度いう幼稚園・保育所・認定こども園のことでございます。利用定員を超えた特定教育・保育の提供は行えないものですが、年度中における需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、この限りでないという趣旨が、室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条に定められてございます。

ただし、恒常的に認可定員を超えて受け入れをしている場合の認可定員を見直すルールにつきましては、今後の利用定員におきましても定員の見直しなどの考え方については同様の考え方でございます。

次に、保育所の利用定員の設定に係る本市の考え方についてでございますが、翌年度4月1日の保育所の入所児童の見込数を当てはめた場合、現在の認可定員に対する入所率が120%以上の保育所につきましては、翌年度4月1日の入所率が100%以下になるように利用定員を最低限増員するものでございます。例えば、このまま何もせず利用定員を増員しない場合は、翌年度4月1日以降、年度を通じて恒常的に120%を超える状態が見込まれますことから、このような措置を講ずるものでございます。この場合につきましては、利用定員は認可定員の範囲内で設定するものでございますから、結果的に認可定員も増員することとなります。なお、当面は市内10保育所の認可定員の合計人数である925人について、利用定員となっても合計人数の変更は行わないことから、入所率の低い順番に原則10人ずつ減員いたしまして、前年度の市内10保育所の利用定員の合計に合わせるものであります。この場合は、認可定員の変更は要しないものとなっております。

一つとびまして、一番下の表の保育所の利用定員(案)をご覧くださいと存じます。表の中で、一番上の祝津保育所と一番下の港北保育所につきましては、両保育所ともに翌年度4月1日の保育所の入所児童の見込数を当てはめた場合、現在の認可定員に対する入所率が120%以上となっておりますことから、翌年度4月1日の入所率が100%以下になるよう利用定員を最低限増員するものでございまして、例えば祝津保育所につきましては、定員を10人増員いたしまして利用定員を55人とすることで、翌年度4月1日の祝津保育所の入所児童の見込数54人を上回ることでございまして、入所率を100%以下にするものでございます。

同様に、港北保育所につきましては、翌年度4月1日の入所児童の見込数57人を上回るためには、定員を15人増員いたしまして利用定員を60人とすることで、入所率を100%以下にするものでございます。なお、この場合につきましては、利用

定員は認可定員の範囲内で設定するものでございますことから、結果的に利用定員が増加した分、認可定員も増員することになります。

また、この場合は定員の増加人数が合計で25人となっておりますが、市内10保育所の認可定員の合計人数である925人の変更を行いませんことから、入所率の低い順番に減員いたしまして、前年度の保育所の定員の合計に合わせるものでございます。

最も入所率の低い保育所であります双葉保育所に続きまして、2番目に入所率の低い白鳥保育所につきましても10人ずつ定員を減員することになりますが、最終的には合計で25人の定員の減員が必要となりますことから、3番目に入所率の低いみどり保育園につきまして、10人では減り過ぎますので、5人定員を減員いたしまして、市内10保育所の定員の合計人数である925人の変更は行わないものとなっております。この場合、利用定員を減員する保育所につきましては、認可定員の変更は要しないものとなっております。

最後に一つ戻りまして、利用定員の設定の流れについてでございます。利用定員の設定は市町村で行うことから、毎年度、実際の入所状況を見ながら翌年度の利用定員の見込みを判断するものでございます。子ども・子育て支援法第31条第2項、第77条第1項には、市町村長は施設の利用定員を定めようとするときは、施設の設置者の申請を受け、あらかじめ審議会その他の合議制の機関にその意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、本日の子ども・子育て会議において説明させていただいたものでございます。

なお、実際の保育所の入所事務における作業については、特に変更はございません。従前どおりに事務を進めるものでありますが、今回の子ども・子育て支援新制度の施行に際しまして、室蘭市の保育所の利用定員の設定につきまして、ご説明させていただいたものでございます。

資料4の説明は、以上です。

会 長            ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。

                  よろしいでしょうか。

                                  質問・意見等なし

会 長            質問がないようですので、次に移らせていただきます。

                  次に、「(5)次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局           「次世代育成支援行動計画(後期計画)」の平成25年度の進捗状況を説明いたします。資料5をご覧ください。

                  まず初めに全体の状況でございますが、全体で139項目ありまして、後期の目標を設けている事業は75項目、そのうち100%以上の目標に達している項目は51項目で68%、80%以上達成している項目は11項目で15%、全体で83%が達成しております。

はじめに、「(1) 地域で支える子育て支援」の「ア 居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」の1番「産後ママヘルパー派遣事業」です。これは制度の拡充を行いましたので、目標の60件に対し107件の利用となりました。最近では保健師によるPRもあり、利用者が伸びている状況です。2番「ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業」です。51件74%が平成25年度の実績でございますが、平成23年度は157件、平成24年度は25件というように、その年度により利用件数にバラつきがあります。

次に、「イ 施設において保護者の児童の養育を支援する事業」です。4番「放課後児童健全育成事業」です。18カ所の実施で、95%の実施率です。6番「病後児保育事業」ですが、これは以前にもご説明したこともありますが、利用者が少なく、平成25年度末をもって事業を廃止いたしました。「イ 施設での養育支援事業」は全般的に達成されております。

次に、「ウ 保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業」では、12番「子育て相談夜間ホットライン事業」ですが、これも利用者が少なく、平成23年度末で事業を廃止しております。13番・14番「子育てサロン事業」が93%の実施率です。「ウ 保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業」は、全般的に達成されている状況です。

次に、「エ 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談並びにあっせん、調整及び要請等の実施」です。19番「子育て情報のパンフレットの作成・配布」です。子育て支援センターから「にこにこわくわく通信」を年4回発行しております。達成率は67%です。情報発信につきましては、現在、実行委員会を立ち上げまして、フリーペーパーの発行やガイドブックの作成に取り組んでいるところです。他の項目については、100%の達成となっております。

次に、「オ 保育サービスの充実」です。全般的に達成しております。21番「通常保育の充実」では、前回の実施率は98%でしたが、平成25年4月に「ほくと保育園」が開園したことによりまして、保育所入所定員が全体で925人となり、目標が達成されました。26番「乳児保育」ですが、前回の実施率は91%でしたが、これも「ほくと保育園」の開園に伴い、すべての保育所で行っており、目標達成となっております。30番「保育所における保育の質の向上に向けた取り組みの充実」です。会議では100%でございますが、研修会の開催が2回ということで、実施率は80%となっております。

次に、「カ 子育て支援ネットづくり」の33番「要保護児童対策地域協議会」ですが、実施率は92%で、現在、代表者・実務者の定期的な会議のほかに、必要な都度個別支援会議を行っております。今回は39回の開催、児童相談所や学校等からの要請により随時開催しております。34番「ママともネットリレー事業」です。2回の交流会を行っておりますが、これは先輩ママがサポーターとなり、子育て親子を支援する事業です。実施率は25%です。ほか目標値のない項目がありますが、継続した取り組みを行っております。

次に、「キ 児童の健全育成」です。35番「ジュニアスポーツ教室」は、目標値の設定はありませんが、平成22年度は6,069人、平成23年度は6,246人、平成24年度は6,848人、平成25年度は6,960人と連続で上昇している状況で

す。36番「自然と科学のふれあい」です。開催回数155回で170%、参加人数でも100%を達成しております。37番「とんてん館寺子屋教室」は、開催回数は5回で83%、参加人数は100%を超えました。38番「おはなし会」は開催回数では73%、参加人数では51%となっております。39番「青少年のための科学の祭典」は開催回数では100%ですが参加人数では47%です。40番「赤ちゃんライブラリー」は開催回数では83%、参加人数では67%です。42番「放課後の居場所づくりの施設開放」では、資料館では82%、科学館が83%、水族館が130%で、トータルで80%を超えました。

次に「その他の世代間交流」ですが、48番「小中学生と乳幼児のふれあい体験」ですが、実施率は80%の実施状況です。

続きまして、「(2)子どもの教育環境の整備」の「次代の親づくり」です。49番「青少年ボランティアの育成」ですが、協力校・講座の回数ともに目標値を達成しました。

次に「子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の環境整備」です。すべてで目標を達成しております。54番「いじめ不登校などに対する相談体制の充実」ですが、心の教室相談員は、平成24年度までは4校に配置されておりましたが、平成25年度は全中学校に配置され、さらに充実した配置となりました。

次に「家庭や地域の教育力の向上」の63番「お父さんのための子育て支援」ですが、参加率は67.4%で、75%の実施率となっております。69番「男性の料理教室」は一旦廃止された事業ですが、要望があって平成25年度に復活となり、実施率は50%です。他は目標を達成しております。

次に「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」については、目標を達成しております。

続きまして、「(3)子どもにやさしい生活環境の整備」です。76番「赤ちゃんの駅事業」は、登録施設45カ所で90%の実施率です。77番「子どもの安全を守る避難所の整備」ですが、499カ所で98%の実施率です。他の事業については、目標達成・継続して行われております。

続きまして、「(4)職業生活と家庭生活の両立の推進」は、目標を達成しております。

次のページの「(5)子どもと地域の安全・安心の確保」です。90番「学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進」です。目標値15小中学校区となっておりますが、町内会15地区のうち7地区で活動が行われており、47%の実施率となっております。教育委員会では全中学校区で活動が行われており、100%の実施率です。他の項目でも100%を達成しております。

次に「(6)特に支援が必要な子どもたちと家庭への支援の充実」です。94番「児童虐待防止出前講座」は、7回の開催回数です。全小中学校など関係機関を対象に既に実施しております。現在は学校職員が代わった学校を対象に、こちらから働き掛けて実施しております。また、他にも民生委員・児童委員協議会や町内会にも出向き、継続した取り組みを行っています。99番「母子自立支援員の設置」です。平成24年度から一人体制となったことから50%となっております。

次に「障害児施策の充実」では、目標数値のないものが多くありますが、順調に推移していると考えております。106番「住まい・らくらくリフォーム資金貸付事業」は、制度の見直しがあり、平成25年4月よりバリアフリーの項目が廃止されたことから、この制度がなくなり廃止となりました。

続きまして、「(7)母子・思春期保健の充実」です。「妊娠・出産を安全に楽しく過ごす妊娠期の実現」です。多くが目標値のない事業であります。すべてで継続して実施されております。116番「保健師等による相談」の母子手帳の交付は、平成25年度543人です。目標数値が設定されています124番「妊婦と産婦の交流機会の提供」は、年4回実施で100%の実施率となっております。

次の「認め合い、育ちあい、社会全体で育児を支える子育て環境の整備」です。129番は学校給食センターが学校を対象に行っているものですが、トータルで86%の実施率です。希望する学校へは、すべて事業が行われております。ここには記載されておきませんが、小学校3年生を対象に「食べ物のゆくえ」という授業を行っており、16校で実施しております。130番は保育所での食育ですが、すべての保育所で食育活動を実施しております。133番「フッ素塗布受診の充実」ですが、平成22年度より対象年齢を「4歳未満」から「就学前」に拡大しております。40.2%で、目標値の50%と比較しますと、80%の実施率となっております。現在は、保育所や幼稚園でフッ化物洗口を実施する施設が増えてきておきまして、フッ化物の応用の効果についての周知が進んでいることもあり、自宅でのフッ素活用も進んでおり、全体的にフッ素の活用がされている状況となっております。134番「心肺蘇生法実習の開催」では23.9%で、実施率は68%となりました。仕事をしている妊婦さんや夫の勤務形態が3交代などの事情があり、通常は教室3日間ですが、1日だけの参加も可として柔軟な対応をしており、夫婦そろっての参加が困難な方が増えてきている状況です。

次に「みんなが協力して健全な次世代を育てる思春期施策の充実」です。目標数値はありませんが、同様の推移で事業が行われておきまして、継続した取り組みを行われております。

全体では83%の達成で、おおむね順調な状況と考えております。

資料5の説明は、以上です。

会 長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 それでは、質問がないようですので、議事については、以上で終了いたします。

会 長 次に、「3.その他」、「(1)平成27年度 子育て応援プラン」について、事務局より説明をよろしくおきしいたします。

事務局

資料6「子育て応援プラン」について、ご説明いたします。

「子育て応援プラン」につきましては、平成26年度から「子育て応援プラン2014」として、新規や拡充した事業を中心に全体で20の事業を実施しているところであります。

その趣旨と実施の背景についてでございますが、少子高齢化の進展、20代から40代の若者や子育て世帯の減少が進む中で、子育て世代の負担の軽減や、安心して楽しく子育てができる環境整備のための取り組みの充実により、子育て世代と子どもに関するサービスの向上を図る中で、定住化の促進を目指すことを目的としているものでございます。

平成27年度の「子育て応援プラン」につきまして、資料6のとおりにまとめております。

「子育て応援プラン2014」におきましては『元気』・『安心』・『楽しく』の3つの柱を事業体系としておりましたが、新年度はこの3つの柱に加えて、『みんなで』という柱を追加して全体で22の事業を実施する予定でございます。このうち新規が7事業、拡充が4事業、今年度からの継続が11事業となっております。

新規の事業といたしましては、『安心子育て』で「保育所等訪問支援事業」、これは発達支援センターに通所する児童が、保育所・幼稚園・小学校などに通う際の集団適応のための支援を発達支援センターあいくるが行う事業のことであります。

「認可外保育施設等活動支援事業費補助金」、「特定不妊治療費助成金」、「子育て世代持家住宅促進助成金」、これは持ち家を取得した場合、固定資産税と都市計画税の2分の1相当額を3年間助成するという事業です。「みなとスクール児童館専用送迎バス等の運行」、さらに3ページの『みんなで子育て』では、「子育て応援企業等登録事業」、「どさんこ・子育て特典制度の活用」が新規の事業となっております。「子育て応援企業等登録事業」とは、子育てを応援する企業・団体・個人などに「子育て応援団」として登録していただき、地域全体で子育て支援の輪を一層広げていこうという趣旨の制度でございます。「どさんこ・子育て特典制度」とは、協賛店舗が商品の割引やポイントカードのポイント増などのサービスを子育て世帯に提供しまして、その取り組みを行政としてPRなどを通じて支援をしていくというものでございます。この制度自体は北海道の制度ですが、市として子育て世帯に対して認証カードを交付したり、サービスの提供店舗を募集したりすることで、初めて実施が可能となるもので、平成27年度から実施予定としております。

なお、「子育て応援プラン」につきましては、第1回市議会定例会に予算案として提案する予定でございます。議会の審議・議決を受けたのち、4月からの実施の予定となっておりますことを申し添えます。

資料6の説明は、以上です。

会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。

委員

「育レッシュ事業」のお手軽エクササイズについて、今年度、紙が配られてから受付開始まで時間があり、今日から受け付けだと気が付いて、受付開始日の午後か、翌

日すぐに申し込んだが、もう満員だと言われたので、もし人気がある事業なのであれば、定員を増やしてもらいたい。

それから、『楽しく子育て』の「サンキッズの利用促進」は、タイルカーペットを敷いてもらえるということですが、私立幼稚園PTA連合会と市長とのenとーくでも、通路で一度、子どもの靴を脱がせたり履かせたりすることが大変だということ、ここ数年、意見として出ていましたので、それを取り入れていただいたことを嬉しく思いました。

それから、だんパラ公園の滑り台は、どこにどのようなものを整備するのでしょうか。

事務局

まず、だんパラ公園の滑り台の場所ですが、サッカーなどができる広場から少し下の方に池がありますが、その手前の丘の辺りになります。だんパラ公園の遊具については、3カ年計画で色々と整備していく考えでありまして、平成26年度から整備を始めまして、平成27年度に滑り台を設置し、その他に以前スケートの休憩所となっていた建物を少し改修し、そこで遊べたり休憩できるスペースを作る予定です。サンキッズは雨天時などに室内で利用してもらい、春から秋までは外で元気に利用してもらいということで、だんパラ公園の整備を行い、多くの方に室内・室外で利用してもらいたいということで、子育て応援プランとして考えております。

それから、お手軽エクササイズについては、担当課とも協議しながら進めていきたいと思っております。

委員

だんパラ公園の話がありましたが、平成25年度末をもって、道立のネイパル洞爺が廃止になり、子どもたちの社会教育施設がなくなったということで、学校側でも大変苦慮されたということを知っています。隣の登別市にふぁれすと鉱山がありますが、室蘭市にも同じような社会教育施設が必要ではないかと親としても思っているところですが、今後、室蘭市にもそういう考え方があるのか、それとも登別の施設を利用していこうと思っているのか、その辺の考え方はどうなのでしょう。

事務局

ネイパル洞爺には、室蘭の小中学校でも体験学習などで利用しておりました。室蘭にもだんパラ公園にサンパワーという施設がありますが、なかなか利用されないという現状がありました。ネイパル洞爺が廃止されたということで、だんパラ公園やふぁれすと鉱山にシフトしておりますが、だんパラ公園でも、ふぁれすと鉱山と同じような体験学習ができないかという話が色々出ております。なかなか、そういうような運営まで実現できていないというところもありますが、今年度、だんパラ公園のサンパワーを利用してもらえるように、社会教育の備品を購入しております。あとは人の問題になりますが、これにつきましては、今後も継続して関係課と協議しながら、検討していきたいと思っております。

委員

私たち親の立場としては、ハードよりもソフトが大事かなと思っています。登別のふぁれすと鉱山ですとNPO法人と連携して、行政だけではやっていけないところま

で深く入っていけるのかなと思いますので、今後ともぜひ、室蘭市でも検討してもらいたいと思います。

委員 全体を通してですが、すごく子育て支援の面で良くなる半面、働いている保育士や幼稚園の先生の負担が多くなるのではと、そちらの方が心配です。働いている側の負担が増えるようでは何にもならないので、他の委員が言っていましたが、家庭的な保育というか。私はいま札幌で関わっていますが、19人まで空き家を借りてそこで3・4人でグループを組んでやるという家庭的保育というか、待機児童のためにやっている。なかなか進まない。3年ぐらいやっているが、色々やっているが、スタートができない。室蘭の場合は、そういう特殊な時間帯だけやっていくというのものの考え方だなと思いました。例えば、夕方なら大丈夫だという一人暮らしの資格を持った保育士もいると思うし、それなら8時9時までやってくれるとか。眠くなったらそこで眠っていいし、自由にあげられる時間帯が取れるかなと。室蘭もそういうことをしていけば、働く保育士の負担もたいぶ違うのかなと思いますので、何かの参考にしてもらえればと思います。

会長 『みんなで子育て』の「子育て応援企業等登録事業」と「どさんこ・子育て特典制度の活用」は、何かリンクして相乗効果みたいなことはあるのでしょうか。

事務局 「子育て応援企業等登録事業」につきましては、基本的には個人・団体・商店・企業と、広く子育てを応援する団体すべてを網羅しているところです。

「どさんこ・子育て特典制度」は割引サービスを提供するということですが、このようなサービスを提供してもらえることで、一緒に子育てを応援していこうというところで、それぞれ単独ではなく、それぞれをリンクさせて相乗効果を上げていこうという取り組みでございます。

会長 この企業の登録事業ですが、登録して意識の醸成を図っていくというのはどのような効果を考えているのでしょうか。

登録するだけで、これだけの費用が掛かるということでしょうか。

事務局 登録していただくことで、その活動に関わる部分、企業や団体の活動を市のホームページなどでお知らせしていこうということと、その活動に必要な部分に関しまして、補助していくというものであります。団体等の子育て支援独自の取り組みに対して、市としてPRですとか、必要な経費の一部をサポートしていくということで、地域に子育て支援の輪を広げていきたいと考えております。

会長 これに登録することによって、企業の名前が市のホームページに載るというだけの宣伝媒体として使われることのないよう、子育て応援団として何に取り組んでいるのかをPRするものにならなければ、ただの企業の宣伝になってしまうのではないかと思います。



事務局 企業等の取り組み内容をPRしていくというもので、例えば、企業として従業員に対して育児休業を促進していますよとか、親子で交流できる休みの日を特別につくっていますよとか、そういった家庭に対する取り組みも考えられますし、子どもを対象とした子育てイベントを開催したりですとか、子育て世帯を対象に何かサービスを提供したりというものが考えられます。

市としても、子育てという部分で積極的に地域の取り組みをPRし、行政だけでは限りがあるということで、地域みんなで子育ての輪をどんどん広げていくために、市としても積極的に、広く取り組みを促すものであります。

会長 アウトカムの部分で、何をすれば登録になるのか、そこを明確にしていれば良いと思います。

委員 『安心子育て』の「子育て世代持家住宅促進助成金」は、今年度も同じようなことをやっていると思いますが、この利用はどれくらいあったのでしょうか。

事務局 この助成事業は、平成26年1月2日から平成28年1月1日までに持ち家を取得した方が対象となり、実際の受け付けはこれからとなります。固定資産税等を支払った後に、その半額相当分を助成するというものでありまして、平成27年度から助成が始まるというものでございます。

委員 私は転勤族ですが、室蘭の賃貸は高いと感じており、他のお母さん方からも同じような話を聞きます。若い世帯ですと、家賃の負担が高い。例えば、高齢者が住んでいるところに限定して家賃を少し補助したりとか、若い世帯が住むところに少し補助したりとか、私が以前住んでいた函館市では「ヤングファミリー住まいりんぐ支援」というものをやっていて、元町とかあまり人が住んでいないところに定住させようという意見で、市が家賃を補助している制度がありました。中島近辺に住んでいると賃貸が高いということもあり、この事業も魅力的ですが、3年間だけの半額では個人的には建てないかなと思います。それなら、賃貸をカバーしてもらって、室蘭の良さを知ってもらったうえで、建ててもらおうということが良いのではないかと思います。

事務局 庁内の議論の中におきましても、そういうことはこれまでも議論がありまして、室蘭の家賃が高いといった認識はありますので、今後も、そういう部分も考慮しながら検討していきたいと考えております。

会長 3月補正予定となっている事業は、地方創生の先行型でしょうか。

事務局 そのとおりです。地方創生の先行型として、新たに国の交付金を活用しながら取り組む予定となっております。

会長 地方創生の取り組みについては、今後の政策によって、色々な可能性があるのかなと思います。

委員 保育所の延長保育の利用時間帯は7時30分から19時30分までとなっていますが、スクール児童館について、これから統廃合となって自宅から遠い場所になった場合、今まで18時30分までに迎えに来られた親が迎えに間に合わないとか、そういうことが起きた場合に、この8時から18時30分という時間帯を、保護者の希望があった場合、今後、朝早くしたり遅くしたりすることは考えているのでしょうか。

事務局 スクール児童館ですが、学校の統廃合が進んでおり、スクールバスで通う子どもが多くなると想定されます。今は8時からですが、これは学校が始まる時間に合わせてあります。今後ですが、土曜日や長期休業期間は、基本的には8時ということと考えてございます。それから終わりの時間ですが、現在、平成25年度までは18時まででしたが、今年度は試行的に18時30分まで実施しているところでございます。  
来年度からは、希望があれば18時30分まで、基本的には18時までですが、事前に電話などでご連絡をいただければ、18時30分まで延長することとしております。

会長 他に質問・ご意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは質問がないようですので、その他、事務局より何かございますか。

事務局 その他の項目としまして、「子ども・子育て会議の今後の予定」について、ご説明いたします。資料は、特にございません。

「室蘭市子ども・子育て会議」の役割といたしましては、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際や、教育・保育施設の利用定員を定める際の意見、その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について、調査・審議することとされております。事業計画策定に関わっての審議につきましては終了となりますが、この事業計画につきましては、今後の実施状況の審議、継続的な点検・評価・見直しを行っていく役割が付されておりますので、よろしく願いいたします。

今後の子ども・子育て会議の日程につきましては、平成27年度に2回程度の開催を予定しております。現在の予定といたしましては、平成28年度の教育・保育施設の新制度への対応が固まる秋頃に一度開催いたしまして、2回目は平成28年度の市の予算などの方向性が決まる、今ぐらいの時期の開催を考えております。

なお、委員皆さまの任期につきましては2年間でありまして、平成27年12月までの任期となっておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

会長 只今の説明につきまして、質問・ご意見等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会長 それでは、質問がないようですので、その他、事務局より何かございますか。

事務局 お手元に配布させていただきました、子育て情報誌「フリーペーパー こらん」2015年春号について、ご説明させていただきます。

この「フリーペーパー こらん」第2号春号についてですが、民間で構成された「室蘭市子育て情報誌作成実行委員会」におきまして、市内企業や商業者の方々のご協力と、室蘭市主催のまちづくり協議会に参加された市民の皆さんの意見やアイデアをもとに、昨年11月に創刊された秋号に続きまして、今回、第2号春号を発行いたしましたものでございます。

これにつきましては、本日できあがったばかりでしたので、委員の皆さまのお手元に配布させていただいたものでございます。

今回の内容は、春から始まるスポーツ教室をまとめて特集といたしまして、その他は前回の秋号に引き続き、飲食店情報をはじめとした理美容室、遊び場、赤ちゃんとの触れ合い、お薬、習い事、絵本、保育、小学校、イベントや遊び場カレンダーなど、子育て世帯が必要としている多岐にわたる情報を網羅した内容となっておりますので、後ほどご覧いただければと考えてございます。

「フリーペーパー こらん」についての説明は、以上です。

会 長 只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 その他、委員の皆様の方から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長 一委員としての意見ですが、室蘭市として、この子育てを充実していくという部分に関しまして、既存の教育・保育施設等がありますが、この機能を待機児童がいない中で強化していくという部分につきましては、例えば、そういうところに勤めている保育士の方あるいは幼稚園教諭の方など色々いらっしゃると思いますが、そういう方々が働きやすくなるために、市として、これは私個人の考え方ですが、人件費の一部でも補助していただくということをやっていただければと思います。この子どもに関わる仕事というのはただかわいい、楽しいというだけでは難しいところがあるわけで、保護者への対応など色々難しい時代になっております。朝早くから夜近くまで、本当に汗にまみれて一生懸命に奮闘しておりますので、国の様々な制度を活用して、そのような方々にも何らかの、少しでもお金の面でサポートしていただけるようなシステムがあれば、まず働く方、保育に関わる方、教育に関わる方々が働きやすく充実してくると、子育ての方もおのずと充実してくると思います。様々な部分で、色々な制度を活用することで、より一層充実した子育ての応援をサポートしていただきたいと思っております。

会 長 その他に何かございませんでしょうか。  
それでは他に質問等がないようですので、これで本日の会議を終了したいと思います。

この後は、進行を事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局

澤田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆さま方におかれましては、本日は長時間にわたりまして、ご審議・ご論議いただき、大変ありがとうございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、次回の会議につきましては、秋頃の開催を予定しておりますので、会議の日程が決まりましたら、委員の皆さま方には早めにご連絡いたしまして、資料を事前に送らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、本当に活発なご論議をありがとうございました。